

沖縄県の行政オンブズマン

平成25年度 運営状況報告書

平成 26 年 6月

沖縄県行政オンブズマン

目 次

I 運営状況の概要

第1	平成25年度苦情申立等の概要	1
1	苦情申立等受付状況	1
2	苦情申立処理状況	2
第2	苦情申立の趣旨及び調査結果	3
第3	窓口・電話等での苦情・相談の処理事例	10
第4	提言及び意見表明	13
第5	その他運営状況	13
1	関係機関との連携	13
2	インターネットによる県民への情報提供	13
3	全国苦情救済・オンブズマン制度連絡会議	13

II 資 料 編

第1	苦情相談、提言、意見表明等の実績	14
1	部局別・月別苦情等件数（平成25年度）	14
2	年度別苦情相談等件数（平成7年度～平成25年度）	15
3	要綱第15条に基づく提言、意見表明の状況	15
第2	行政オンブズマン設置後の運営状況	16
第3	提言及び意見表明した事項の改善状況	18
第4	行政オンブズマン制度	23
第5	行政オンブズマンの紹介	24

III 関係規程

・	沖縄県行政オンブズマン設置要綱	25
・	沖縄県行政オンブズマン事務取扱要領	29
・	沖縄県行政オンブズマン事務決裁要領	41
・	沖縄県行政オンブズマン苦情受付要領	42
・	沖縄県行政オンブズマン調査員設置規程	43

I 運 営 状 況 の 概 要

第1 平成25年度苦情申立等の概要

1 苦情申立等受付状況

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31までの書面による苦情申立受付件数は6件である。また、窓口・電話等での苦情が137件、相談・要望等が73件、問い合わせ・資料請求が26件で合計242件となり、前年度の275件より33件減少している。

部局別には、福祉保健部に係る苦情相談等が最も多く、次いで土木建築部、教育庁、知事公室、環境生活部、総務部の順となっている。（資料編の部局別・月別苦情等件数14頁参照）

なお、月別、部局別の苦情申立等の受付状況は次表のとおりである。

第1表 苦情・相談等件数一覧

事項 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
苦情申立（書面）	0	0	2	1	1	1	0	0	0	0	0	1	6
窓口電話等での苦情	15	10	10	18	17	14	11	12	7	4	9	10	137
相談・要望等	4	7	7	7	6	13	5	2	7	4	8	3	73
問い合わせ・資料請求	1	3	1	1	3	2	4	8	2	0	0	1	26
計	20	20	20	27	27	30	20	22	16	8	17	15	242

(2) 苦情申立（書面）受付件数を部局別に見ると、土木建築部が3件、福祉保健部2件、企画部1件の合計6件となっている。

第2表 部局別苦情申立（書面）受付件数

部局 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
知事公室													
総務部													
企画部			1										1
環境生活部													
福祉保健部			1									1	2
農林水産部													
商工労働部													
文化観光スポーツ部													
土木建築部				1	1	1							3
教育庁													
病院事業局													
企業局													
計			2	1	1	1						1	6

(注) 一つの苦情について所管する機関が複数ある場合には、主な窓口となる機関に算入する。

2 苦情申立（書面）処理状況

平成25年度の苦情申立（書面）の処理状況は、前年度からの調査継続のものはなく、25年度に受け付けた6件すべてを処理した。

処理済の内訳は、行政に不備がなかったもの3件、調査することが適当でないものの1件、取り下げられたもの2件となっている。

第3表 苦情申立（書面）処理状況

処理区分	件数
1 申立て人に結果通知したもの（苦情調査結果通知書送付）	3
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	
ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	(3)
2 所管外のもの	0
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	
(2) 移送	
3 その他のもの（苦情を調査しない旨の通知書送付）	0
(1) 申立て人自身の利害を有しないもの	
(2) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	
(3) 虚偽、その他正当な理由がないもの	
(4) 調査することが適当でないもの	
4 調査を中止したもの	1
5 取り下げられたもの	2
処理済合計	6
6 未処理分（次年度へ調査継続のもの）	0
総計	6

第2 苦情申立（書面）の趣旨及び調査結果

平成25年度に処理した書面による苦情申立は次のとおりで、その趣旨及び調査結果の概略を次ページ以降に記載してある。

- 1 生活保護における自動車保有の許可と保護開始時に遡っての移送費の支給について
(福祉保健部)
- 2 地方税法の規定による市民税・県民税の納税通知書の様式について
(企画部)
- 3 県営団地の住み替えについて
(土木建築部)
- 4 宅地建物取引業免許更新時における建築確認済証(写し)の提出について
(土木建築部)
- 5 建築確認の事務処理について
(土木建築部)
- 6 生活保護に係る職員の対応について
(福祉保健部)

○ 生活保護における自動車保有の許可と保護開始時に遡っての移送費の支給について
(福祉保健部)

苦情の趣旨

北部福祉保健所の私の病気に対する無知によって生命の危険にさらされている。このままでは死に至ってしまうのは時間の問題であり、助けてほしい。

(1) 県の回答

ア 自動車保有の許可について

申立人の場合、①所持の目的が生活の利便向上であり保有を容認する要件に該当しないこと、②現在仕事をしておらず通勤用の車に該当しないこと、③主治医からの意見書において「障害者手帳の可能性がない」とされており障害者の通院用の車に該当しないことを踏まえて認めないこととしている。

イ 保護開始時に遡っての移送費の支給について

移送費の支給に係る保護変更申請は、本来移送について保護を必要とするときに行うものであり、保護の新規申請と同様、その開始時期は、「申請のあつた日以降において要保護状態にあると判定された日」と解すべきであることから、申し立てに応じることは困難である。

(2) 行政オンブズマンの意見

ア 自動車保有の許可について

当職としては、申立人の自動車保有について、地方自治法第245条の9に規定する国の法定受託事務の処理基準である生活保護実施要領等に基づき認めないとする福祉保健部の判断は、バスだけではなくタクシーによる通院をも認めた上のことなので、やむを得ないものと考えます。

イ 保護開始時に遡っての移送費の支給について

当職としては、移送費の給付について、事前の申請や領収書等の提出が必要であるとの説明を保護決定前にも受けているにもかかわらず事後にしか申請していないため、保護開始時に遡っての支給は国の処理基準に基づき認められないとする福祉保健部の判断は妥当なものと考えます。

○ 地方税法の規定による市民税・県民税の納税通知書の様式について

(企画部)

苦情の趣旨

地方税法(以下「法」という。)で納税通知書等について、その様式は「総務省令で定める様式に準じて作成するものとする。」となっているが、糸満市は様式が異なっている。同省令様式と異なるのは法令違反である。

調査の結果

(1) 県の回答

ア 納税通知書の様式及び「準じて」の解釈について

納税通知書は市町村において税額を賦課決定したことを見せるものであり、申告納付の場合の申告書等と異なり納税義務者等に作成の負担を強いるものではなく、総務省令で定める様式を基準として各市町村の実情に応じて、様式を作成することを想定しているものと解釈される。

また、「準じて」について「分かりやすい法律・条例の書き方」(ぎょうせい発行)によると、「準ずる」には「全く同じではないが」というニュアンスを含むとされており、「準じて作成する」とは、総務省令で定める様式と全く同じものを使用することは意図していないものと考えられる。

イ 申告書様式等の法定について

一方、法第317条の2の市町村民税の申告書等では、その様式について「総務省令の定めるところによって、(略)提出しなければならない。」と規定しており、申告書の様式等は法定されている。

ウ 糸満市の納税通知書の記載内容を確認したところ、総務省令で定める様式に準じて作成されていると認められることから、法令違反には該当しない。

(2) 行政オブズマンの意見

総務省令と全く同一の様式によらなければならない場合については、法第317条の2のように「総務省令の定めるところにより」と規定していることに対し、法第43条においては「総務省令で定める様式に準じて作成する」とされていることから、「準じて」については、全く同一の様式を用いることとの解釈には至らないものと判断しております。

このため、納税通知書が総務省令で定める様式を基準としつつ、各市町村の実情に応じて作成されていることが、法令違反とは言えないものと考えます。

当職から、関係部に対し、申立人はじめ納税者からの苦情、意見、照会等については、十分な説明を行う等適切な対応が行われるよう申し入れております。

○ 県営団地の住み替えについて

(土木建築部)

苦情の趣旨

隣人トラブルにより心身症になったので、姉妹が住んでいる他の県営団地への住み替えを認めてもらいたい。

調査の結果

(1) 県の回答

県営住宅を含む公営住宅入居者の他の公営住宅への入居は、公営住宅法上は新規入居者扱いとなるため、現在の住宅を退去後、他の入居希望者と同様に公募によらなければならない。

しかし、既存入居者の居住の安定を図るため、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例第5条第7号の規定により、公募による入居の例外を一定の場合において認めている。

同条項を根拠とした既存入居者の心身の状況に起因する住み替えは、既存入居者の居住の安定を図るため、医師の診断書により住み替え必要理由（具体的病名によりどのような身体的状況であるか等）と、住み替え必要先（階段昇降が困難であるため階段昇降の必要がない住宅等）が証明できる場合に、現在の住宅と同じ団地内において住み替えを許可している。

同じ団地内としているのは、県営住宅は、年1回の公募で1つの団地にのみ空家待ち入居申込みを受け付けているため、団地を変更して住み替えを行うと、変更先の団地の現に住宅に困窮する空家待ち入居待機者の入居の機会を阻害することになるからである。

隣室住民とのトラブルを原因とする心身症発症を理由として住み替えを求める場合は、精神疾患に起因する住み替えとなるため、具体的精神疾患の具体的症状により現在の住宅に居住し続けられないという住み替え必要理由と住み替え必要先が記載された精神科医の診断書の提出が必要であり、同診断書の内容に基づき申立人の現在の住宅と同じ団地内の住み替えを検討することになる。

(2) 行政オンブズマンの意見

当職としては、申立人の他団地への住み替えは現に住宅に困窮する入居待機者の入居の機会を阻害することになるから認められないが、同じ団地内への住み替えは一定の条件の下に検討するとの土木建築部の方針は妥当なものと考えます。

については、同じ団地内での住み替えを実現するため、土木建築部が求める所要の内容が記載された精神科医の診断書の提出等の手続を速やかに行うよう助言いたします。

○ 宅地建物取引業免許更新時における建築確認済証(写し)の提出について

(土木建築部)

苦情の趣旨

宅地建物取引業の免許更新時において、要領を制定したとのことでプレハブ事務所の建築確認済証(写し)の提出を求められた。

これまでと取り扱いが変わる場合は、十分な説明、周知が必要ではないか。

処理結果

苦情申立書を受理後、申立人から取り下げられた。

○ 建築確認の事務処理について

(土木建築部)

苦情の趣旨

建築確認申請が2か月近くたっても処理されていないので困っており、早期に処理してもらいたい。

処理結果

苦情申立書を受理後、申立人から取り下げられた。

○ 生活保護に係る職員の対応について

(福祉保健部)

苦情の趣旨

生活保護に係る職員の対応により精神的苦痛を受けた。

処理結果

調査の過程において、当該職員の対応の中で申立人の公務執行妨害被告事件が発生している事実が判明したため、本件苦情が現在裁判で係争中の同事件と密接に関連するものであることから、調査することが適当でないと認め調査を中止した。

第3 窓口・電話等での苦情・相談の処理事例

平成25年度に処理した窓口や電話での苦情・相談のうち、主な事例を挙げる。

知事公室

私が県に提出した文書には、私の住所、氏名を記入し印鑑を押印したが、県からの回答文書には私の住所、氏名も県の公印も押されていない。

ちゃんとした文書で回答すべきである。

[対応] 担当課は回答文書のスタイルは県民ご意見箱の回答例を参考にしたことであったが、改めて相談者の住所、氏名を記入し、県知事公印を押印した文書で回答を行った。

総務部

当方は身障者である。先だって中古車を購入した際、自動車取得税を納付した。身障者には減免措置があるはずだが、自動車税事務所の担当者は納付手続を終えた書類は返戻できないと言っている。

減免措置があるにも関わらず取得税を返還しないのは納得できない。

[対応] 県税務課で相談するよう案内した。税務課の説明を聞いた上で納得がいかない場合は苦情申し立てできることを伝えた。

企画部

県の地積明確化作業の際、当方の土地は実際の面積よりも大幅に減少しているので修正してほしい。

[対応] 土地対策課の説明によると、現地確認書に押印され形式書類は整っており、客観的に見て当時合意されているとしか判断できないとのことであったため、裁判等で解決するほかない旨を伝え無料法律相談を紹介した。

環境生活部

仕事を辞めたため、家賃が払えず2か月分滞納している。アパート管理会社から毎日のように早く支払うようメールや支払い請求があり、精神的に追い詰められている。次の仕事に就くまで待ってほしいとお願いしても聞いてくれない。

[対応] 家賃の支払いに関するトラブルについては、県民生活センターで相談

するよう案内した。また、強引すぎる請求、督促であれば、県警安全相談室で相談してみたらどうかと助言した。

福祉保健部

常備薬の登録販売者試験の提出書類で製薬会社の証明書を添付することになっているため、事前に福祉保健所に出向いてチェックを受けたところ、これでよいとの回答であった。ところが提出時に証明書の記入方法が変わったため、証明書を取り直すよう言われた。何のための事前チェックか。

職員の対応には納得がいかない。

[対応] 薬務疾病課及び福祉保健所へ苦情内容を伝え、来庁者に対する職員の対応は適切に行うよう申し入れた。

農林水産部

県は今年度からナマコ、タコ、テラザの水産物の漁獲について許可制にしたが、漁獲実績があればこれまで通り行えるとの説明であった。ところが、漁獲するために漁協の同意書をもらうよう言われた。当方は非組合員である。

なぜ、漁協の同意を得る必要があるのか。

[対応] 所管の水産課で説明を受け、話し合いをしてみるよう助言した。その上で納得がいかない場合は、苦情申し立てできることを説明した。

商工労働部

中国旅行に行った際、街中に沖縄への投資を奨める垂れ幕があった。中国人ガイドは沖縄は中国とかつて深い関係があり、いずれ一緒になるのではと言っていた。沖縄の将来が心配である。中国が沖縄への投資を呼びかけている事実を県は把握しているのか。

[対応] 本県は中国との長い交流の歴史があるため、民間交流が活発で県駐在事務所を中国に設置していること等を説明し、国際物流推進課を案内した。

文化観光スポーツ部

プロ野球の春季キャンプに合わせた期間限定のデザインの缶ビールが県に寄贈されたとの新聞記事があるが、公務員倫理上問題ではないか。

[対応] 担当課に苦情の内容を伝えたところ、そのような疑惑があるのであれば返却することであった。

土木建築部

宮古の来間港の施設区域内個人が勝手に店舗を設置し営業している。県土木事務所や市役所に話したが対応してくれない。適正な指導をして欲しい。

[対応] 県担当課に問い合わせたところ、指摘のあった港内での営業行為について、県は認めておらず、今後、管理委託を行っている宮古島市や県土木事務所から指導するとの回答であった。

教育庁

離島高校生支援補助金の交付決定があったが、交付予定日を過ぎても振り込みがない。問い合わせたら曖昧な答えしか返ってこない。

[対応] 教育支援課に確認したところ、県からは当該町に既に支出されているが、町側の会計上の都合で遅れているとの説明であった。後日、振り込みされたとの報告があった。

病院事業局

民間から県立病院に派遣されているが、病院敷地内で転倒し6針縫う怪我を負った。退院後、病院の担当課長にあいさつに行ったら怪我した当方への気遣いもない酷い発言があり、許せない気持である。

[対応] 当病院事務部長から、当課長を事情聴取し、不適切な発言に対する注意を行い、また、当課長から相談者に対し陳謝した旨の報告があった。

監査委員事務局

県所管の公益法人に問題があるため、監査委員事務局に情報を提供し監査をお願いしたが、監査スケジュールが決まっているため対応できないと言われた。

[対応] 監査委員事務局の担当課長と改めて相談してみるよう助言した。

第4 提言及び意見表明

行政オンブズマンは、苦情調査の結果必要と認めるときは沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条の規定に基づき、知事に対し、是正等の措置を講ずるよう提言し、又は制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

平成25年度は、提言及び意見表明はなかった。

第5 その他運営状況

1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず、市町村や国の事務である場合も多くこれらの苦情等については、市町村の相談窓口や総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図りながら事務処理を行っている。

2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談の内容等をホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

3 全国苦情救済・オンブズマン制度連絡会

平成25年11月25日に開催された総務省主催の「第15回全国行政苦情救済・オンブズマン制度連絡会」に出席した。

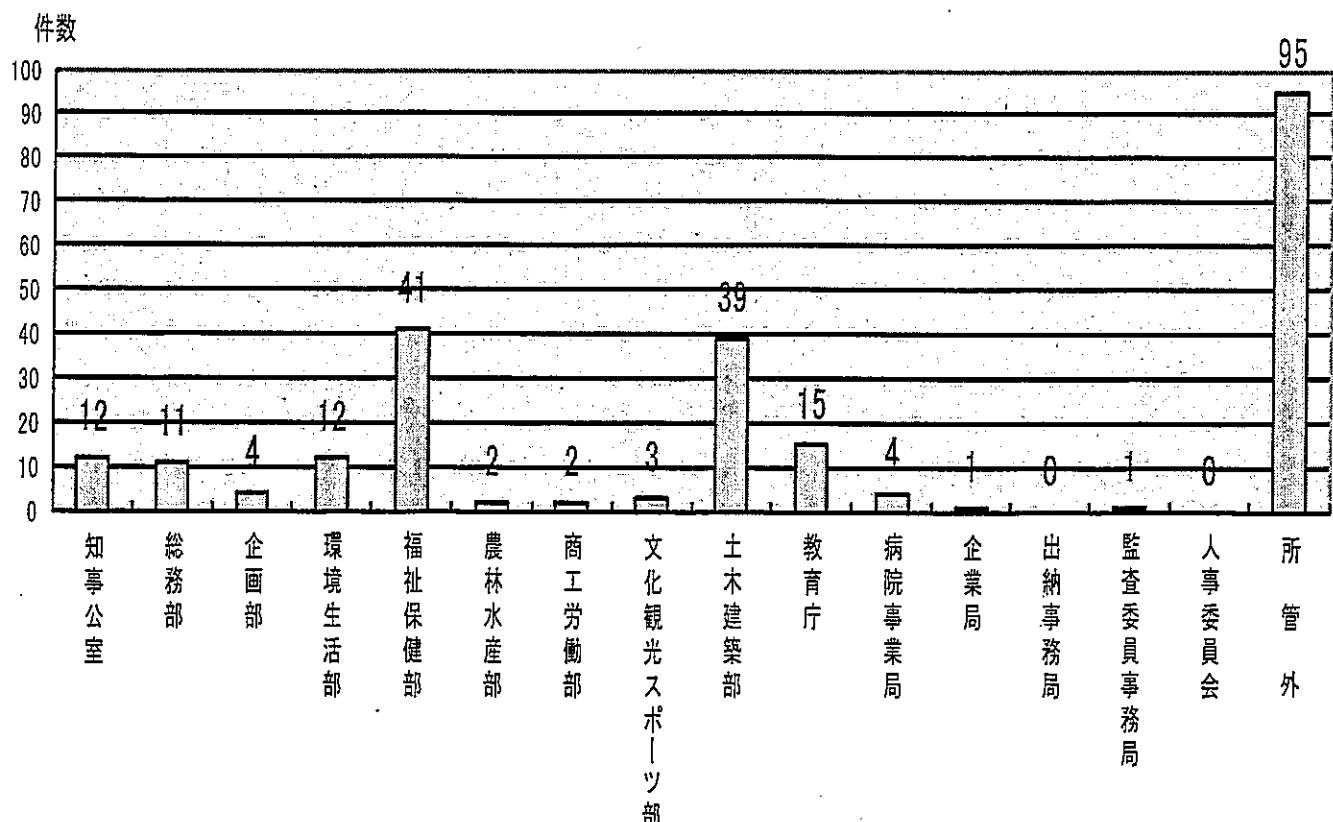
II 資 料 編

第1 苦情相談、提言、意見表明等の実績

1 部局別・月別苦情等件数（平成25年度）

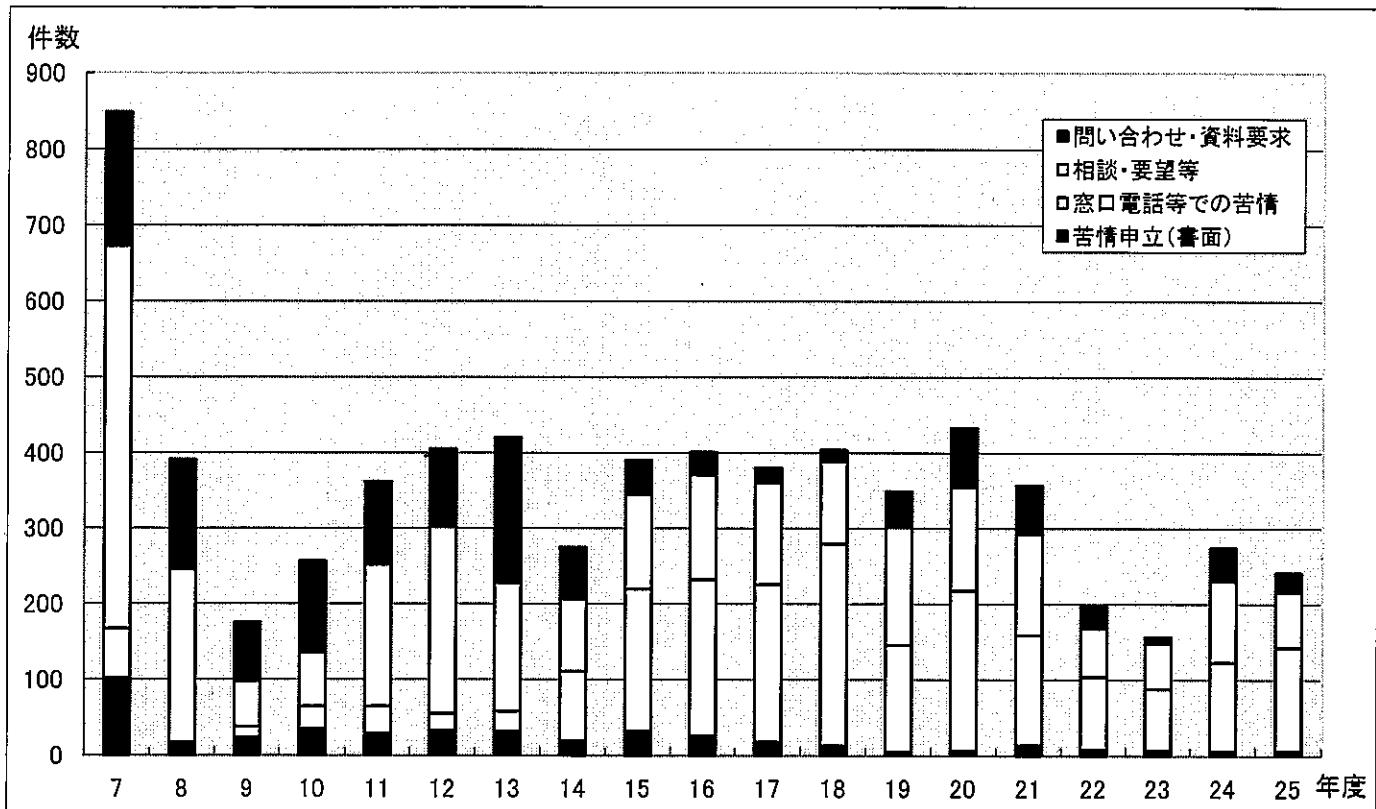
部局	月												合計	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
知事公室	2	1	1	3	1	1	1	1					1	12
総務部	1	2	1	3				1			2	1	11	
企画部			1					1	2				4	
環境生活部	1	2	1	1	2		1	1		1	1	1	12	
福祉保健部	3	6	3	7	3	4	3	4	3			5	41	
農林水産部								1	1				2	
商工労働部					1		1						2	
文化観光スポーツ部			1			1					1		3	
土木建築部	3	1	4	5	3	13	1	2	2	1	4		39	
教育庁	1				4		2	4			3	1	15	
病院事業局					2	1				1			4	
企業局								1					1	
出納事務局														
監査委員事務局					1								1	
人事委員会														
選挙管理委員会														
部局計	11	12	12	19	17	20	9	16	8	3	11	9	147	
所管外	9	8	8	8	10	10	11	6	8	5	6	6	95	
合計	20	20	20	27	27	30	20	22	16	8	17	15	242	

(注) 所管外は、県の機関（公安委員会及び議会を除く。）以外の国、市町村、外郭団体等のものである。



2 年度別相談等件数(平成7年度～平成25年度)

事項 \ 年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
苦情申立(書面)	102	13	24	35	29	33	32	19	32	26	18	13	5	6	14	8	7	6	6	428
窓口電話等での苦情	65	4	14	30	36	22	26	92	188	206	208	267	141	212	145	96	81	117	137	2087
相談・要望等	506	229	60	71	187	247	170	96	125	139	135	109	156	137	134	64	60	108	73	2806
問い合わせ・資料要求	176	145	77	121	110	103	192	68	45	30	19	15	47	78	64	30	9	44	26	1399
合 計	849	391	175	257	362	405	420	275	390	401	380	404	349	433	357	198	157	275	242	6720



3 要綱第15条に基づく提言、意見表明の状況

事項 \ 年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	計
提 言					1							1								2
意見表明	3	1	1	2		1	1	1	1	1	1	1	1	2						16
合計	3	1	1	3	0	1	1	1	1	1	1	2	1	2	0	0	0	0	18	

第2 行政オンブズマン設置後の運営状況

- 平成7年4月 行政オンブズマン制度発足
行政オンブズマンを石田穣一及び島村幸雄の両名に委嘱
「沖縄県行政オンブズマン相談室」を開設
調査員として、副参事1名、臨任職員1名及び嘱託員1名を配置
- 10月 意見表明
 第1号 宜野湾マリーナの使用許可等について
 第2号 沖縄県職員採用試験の受験年齢について
 第3号 土地関係苦情事案の多発について
- 平成8年8月 意見表明
 第4号 「美ら島を守るために」について
- 平成9年4月 行政オンブズマンに石田穣一及び島村幸雄の両名を再任
8月 意見表明
 第5号 首里城周辺の混雑緩和について
- 平成11年3月 提言・意見表明
 第6号 植樹帯の見直し撤去について（意見表明）
 第7号 講師謝礼金支払基準と運用の見直しについて（意見表明）
 第8号 県職員の電話の対応について（提言）

「沖縄県行政オンブズマン調査員設置規程」を制定
- 4月 行政オンブズマンを大城光代及び宮城健蔵の両名に委嘱
- 平成12年6月 沖縄県行政システム改革大綱に基づき、インターネットへの掲載及び職員研修の実施
7月 意見表明
 第9号 環境美化推進について
- 平成13年4月 行政オンブズマンに大城光代及び宮城健蔵の両名を再任
7月 意見表明
 第10号 保健医療体制整備のための医師の養成確保について
8月 行政オンブズマンによる管理者研修
- 平成14年5月 行政オンブズマンによる管理者研修
7月 意見表明

第 11 号 県営住宅の管理運営について

- 平成 15 年 4 月 行政オンブズマンを長嶺信榮及び大城道子の両名に委嘱
5 月 行政オンブズマンによる管理者研修
11 月 意見表明
第 12 号 離島における県税納付方法の改善について
- 平成 16 年 2 月 行政オンブズマンによる研修
具志川市管理職研修「オンブズマン室からみた住民の苦情」講話
8 月 意見表明
第 13 号 父子家庭の県営住宅への優先入居について
- 平成 17 年 4 月 行政オンブズマンに長嶺信榮及び大城道子の両名を再任
8 月 提言・意見表明
第 14 号 県土保全条例に基づく、開発事業主に対する監督・助言について（提言）
第 15 号 人事異動に伴う事務停滞の防止について（意見表明）
- 平成 18 年 7 月 意見表明
第 16 号 母子及び寡婦福祉資金の貸付に係る連帯保証人について
- 平成 19 年 4 月 行政オンブズマンを大工廻朝次及び翁長孝枝の両名に委嘱
7 月 意見表明
第 17 号 県営住宅家賃の減免措置の改善について
- 平成 20 年 3 月 意見表明
第 18 号 教育庁での沖縄県情報公開条例の運用及び行政事務処理の改善について
- 平成 21 年 4 月 行政オンブズマンに大工廻朝次及び翁長孝枝の両名を再任
- 平成 23 年 4 月 行政オンブズマンを玉城征駒郎及び宮城智子の両名を委嘱
- 平成 25 年 4 月 行政オンブズマンを玉城征駒郎及び宮城智子の両名を再任

第3 提言及び意見表明した事項の改善状況

意見表明（平成7年10月5日）

第1号 宜野湾港マリーナ施設の使用許可等について

宜野湾港マリーナ施設の使用許可にあたっては、新たに申請希望者名簿等を整備し、これらを活用して申請者を選定するよう明確にされたい。また、継続使用については、更新手続の規定を新設するとともに、更新回数に一定の限度を設けるなどして、待機者の申請の機会を増やすよう検討されたい。

[改善状況]

これまで、不備であった事務処理関係の規程を整備し、「宜野湾港マリーナの規定集及び諸手続き書類」にまとめ、これに基づき事務を進めた結果、その後、スムーズに運営されている。

意見表明（平成7年10月5日）

第2号 沖縄県職員採用試験の受験年齢について

幅広く、かつ高い識見を有する職員を積極的に採用するため、採用試験の年齢制限を引き上げるよう見直したらどうか。

[改善状況]

沖縄県職員の上級・中級の採用試験の受験資格がこれまで、「満21歳以上28歳未満」を「満21歳以上29歳まで」となった。

意見表明（平成7年10月5日）

第3号 土地関係苦情事案の多発について

公共用施設の取得と継続管理に携わる関係職員の研修を徹底し、部局内の事務手続に際し、チェック機能を活性化するとともに、上司による適切な指導監督が行われるようにされたい。

[改善状況]

特に、公共用地等の取得に携わる職員を対象に特別研修を実施するなど、職員の研修に努めてきた。

毎週1回行われる課内のミーティングを通して適切に事務処理が行われているか、気をつけるようにしている。

意見表明（平成8年8月6日）

第4号 「美ら島を守るために」について

沖縄の青い海、美しい自然是、赤土、ゴミなどで汚され、観光立県の将来が危ない。美ら島の美しさ、景観を守るための実効ある方策を積極的に推進されたい。

[改善状況]

不法投棄廃棄物の定期パトロールを年4回、廃棄物対策課を中心に保健所・警察との合同で実施し、クリーン行政に努めている。

意見表明（平成9年8月25日）

第5号 首里城周辺の混雑緩和について

首里城公園を訪ねる観光客の交通阻害、混雑などで、観光客も付近住民も困惑し、非常に不愉快な思いをしているので、早急に対策を検討されたい。

[改善状況]

- ① 首里城への進退路コースを一方通行にした。
- ② 屋台土産店舗の営業場所を仮設店舗の中に移転した。
- ③ 正規のタクシー乗り場を設置した。
- ④ 守礼門の団体写真撮影場所を、歓会門に移し、撮影場所に線を引き、はみ出ないように撮影場所を指定した。
- ⑤ バス駐車場を12台分更に拡張することになった。

意見表明（平成11年3月16日）

第6号 植樹帯の見直し撤去について

既設の県道植樹帯の中には雑草が繁茂し、歩行者等の通行に支障を来している箇所が各地に見受けられるので、改訂後の県道植樹帯設置基準に沿って抜本的な見直しを行い、交通の支障になっている低木等植栽の撤去等についての長期計画を策定・実施し、人と車が安全で快適な通行が出来るよう検討されたい。

[改善状況]

既存の植樹帯について、「帯」から「升」へと順次改善を図っており、今後とも安全な道路を目指して、改善に取り組む予定である。

意見表明（平成11年3月16日）

第7号 講師謝礼金支払い基準と運用の見直しについて

沖縄県が支払う講師謝礼金は、基準が実情に沿わず、これによれない場合の運用にも問題があり、優れた人を講師に得ることが困難な実情にあるので、その改善を図られたい。

[改善状況]

当面は、基準によりがたい場合は、従来どおり個別協議で対応する。

提言（平成11年3月30日）

第8号 県職員の電話対応について

県職員が、電話で対応するときに、所属と名前を名乗るようにしたらどうか。
そのための是正措置を速やかにとられたい。

[改善状況]

「接遇マニュアル」を作成し、それを通じて行政サービスの向上に努める。

意見表明（平成12年7月10日）

第9号 環境美化推進について

「沖縄県行政システム改革大綱」が策定され、その具体的方策の一つに「美ら

島づくりに向けて環境保全率先行動を実施すること」が挙げられた機会に、汚れた場所を清掃するだけでなく、汚さないための方策を検討されたい。

[改善状況]

「ちゅら島環境美化条例」を平成14年3月30日に制定し、同年7月1日から一部条項を除き施行、平成15年1月1日から全面施行している。

意見表明（平成13年7月26日）

第10号 保健医療体制整備のための医師の養成確保について

県の「沖縄県保健医療計画」に示された医師の養成確保の理念を実現するため、具体的な方策を立てることを検討されたい。

[改善状況]

- ① 医師が都市部に集中し、北部や宮古・八重山は医師確保が困難な地域となっているが、県立中部病院の臨床研修終了医師の確保や、大学病院との連携等により、医師確保に努めている。
- ② 医療機器については、八重山地域から強い要望があったMRIが平成13年度に導入され、精和病院を除く全ての県立病院で整備済みである。

意見表明（平成14年7月5日）

第11号 県営住宅の管理運営に関する県の指導の強化について

県営住宅の管理運営については、住宅供給公社や県営住宅居住者の自治会に任せただけでなく、県が適正な管理運営に向けて指導を強化すべきである。

[改善状況]

① 共益費負担問題

共益費の負担については、団地自治会等による自主的管理を基本とし、自治会が独自に行うものであるが、県としても団地自治会に対して何らかの助言等を行っていきたい。

② 連帯保証人の問題

連帯保証人は、入居者の家賃だけでなく、発生する一切の責務について保証するものであることから、安易に辞退を認めることは適当でないと判断するが、個別事情を十分調査のうえ対応していきたい。

③ ペット飼育問題

ペット飼育については、日頃よりポスターの掲示、ステッカーの貼付等により理解と協力を求めているが、苦情等により違反者が判明次第、その者に対し厳重注意しているところである。

制度の見直しについては、他府県の状況も勘案しながら対応していきたい。

意見表明（平成15年11月26日）

第12号 離島における県税の納付方法の改善について

竹富町、座間味村、渡名喜村には、収納代理金融機関がないので、県税を納付するのに不便である。このような不便な状況を改善する対策を早急に検討して

もらいたい。

[改善状況]

竹富町、座間味村、渡名喜村及び勝連町津堅島の4地域で、郵便局を収納機関として指定し、平成16年4月から施行した。

意見表明（平成16年8月27日）

第13号 父子世帯の県営住宅への優先入居について

[改善状況]

父子世帯も優先入居の対象とする「沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」が、平成17年6月定例県議会に提案し可決され、平成17年7月15日から施行された。

提言（平成17年8月18日）

第14号 土地開発に関する検査済証交付後における事業者に対する指導について

県は、沖縄県国土保全条例に基づく開発行為に関し、同条例第11条の検査済証交付後は、同条例第14条による勧告助言等はできないとの運用解釈をしているが、その運用を再考願いたい。

[改善状況]

今後の行政運営に反映させていくとの回答があった。

意見表明（平成17年8月18日）

第15号 人事異動に伴う事務停滞の防止について

人事異動に伴い事務を停滞させ、県民に対し不利益を及ぼすことがないよう、対策を検討されたい。

[改善状況]

従来、人事異動等による事務引継は、課長以上の職にある職員及び所長等のみが事務引継書によることとされていたが、沖縄県職員服務規程を改正し全職員が事務引継書で引き継ぐこととなり、事務の引継体制が従来より強化された。

意見表明（平成18年7月21日）

第16号 母子及び寡婦福祉資金の貸付に係る連帯保証人について

資金の貸し付けに係る連帯保証人は、県内に1年以上居住していることを要件としているが、やむを得ない理由が認められる場合は、県外居住の親族を連帯保証人することについても認め、県内に親族のいない母子・寡婦家庭にも同資金を借り受ける機会を与えるよう検討されたい。

[改善状況]

連帯保証人の取扱いについて、行政オンブズマンの意見に沿って「母子及び寡婦福祉資金の貸付基準」を改正し、平成19年4月1日から適用することとした。

意見表明（平成19年7月5日）

第17号 県営住宅家賃の減免措置の改善について

減免期間について、更新申請が可能となるよう「県営住宅家賃の減免及び徴収猶予実施要綱」の見直しを検討されたい。

[改善状況]

減免期間について、行政オンブズマンの意見に沿って「県営住宅家賃の減免及び徴収猶予実施要綱」を改正し、平成19年9月25日から適用することとした。

意見表明（平成20年3月27日）

第18号 教育庁での沖縄県情報公開条例の運用及び行政事務処理の改善について

沖縄県情報公開条例の運用が適正、適切になされるよう、条例の周知及び職員の研修に努めるとともに、行政事務全般の執行に当たっては、教諭出身の職員と他の行政事務職員の連携が強化されるよう、事務処理体制の改善を検討されたい。

[改善状況]

情報公開に係る事務処理体制について、義務教育課に特命副参事を配置するとともに、新採用職員等研修会や課内研修において条例等に関する講義の時間を増やす等、各職員の意識向上に努め、組織的な連携強化が図られた。

第4 行政オンブズマン制度

沖縄県行政オンブズマンは、県政に対する県民の苦情を簡易、迅速に処理し、県民の権利利益を擁護するとともに、公正な行政運営を図り、県政に対する信頼の確保と開かれた県政の推進に寄与することを目的として、平成7年4月1日に発足した制度です。

県の行政機関による違法・不当な行為や誤った行政処分などによって、県民の権利利益が侵害された旨の苦情の申立があれば、行政オンブズマンは速やかにその申立に関し調査を行い、調査結果等を苦情申立人に通知します。

特にオンブズマンが必要と認めたときは、県の機関に対し、業務執行の是正措置を求める「提言」、制度の改善等を求める「意見表明」を行います。その内容は公表され、県の機関によって改善が図られることになります。

1 行政オンブズマンの職務

行政オンブズマンの職務は、次のとおりです。

- (1) 県政に対する県民の苦情を調査し、簡易・迅速に処理すること。
- (2) 県政の非違等について是正等の措置を講ずるよう提言すること。
- (3) 県政に関する制度等の改善を求める意見を表明すること。
- (4) 提言、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) その他県政に対する県民の苦情に関すること

2 所管外事項

行政オンブズマンの所管は、県の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為ですが、次に掲げる事項は除かれます。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 裁判等で係争中の事案に関する事項
- (3) 沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）及び沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）に関する事項
- (4) 県職員の人事、給与その他勤務条件に関する事項
- (5) 行政オンブズマンの行為に関する事項

3 各県等の状況

全国の自治体における制度導入の状況は、平成26年4月現在、都道府県においては、4道県（北海道　秋田県　山梨県　沖縄県）、市町村等においては、29の特別区・政令市・市の合計33の自治体で制度の導入をしております。

第5 行政オンブズマンの紹介

行政オンブズマンの身分等は、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第7条に規定されている。

行政オンブズマンは、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職で、人格が高潔で社会的人望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

定数は、2人で、任期は2年となっている。ただし、1期に限り再任することができる。

現在、行政オンブズマンとして、玉城征駒郎、宮城智子の両氏が平成23年4月1日付で就任（平成25年4月1日付け再任）し、行政オンブズマンの職務を遂行している。

1 行政オンブズマンの略歴

たまき せいしろう
玉城 征駒郎

みやぎ ともこ
宮城 智子

- | | |
|------------------|-------------|
| ・大阪地方裁判所判事 | ・県立博物館副館長 |
| ・長崎地方裁判所判事 | ・県平和祈念資料館館長 |
| ・福岡地方裁判所・家庭裁判所判事 | などを歴任 |
| ・那覇地方法務局所属公証人 | |
| ・沖縄弁護士会所属弁護士 | |
| などを歴任 | |

2 歴代行政オンブズマン

- 平成7年4月1日～平成11年3月31日
石田 穣一 島村 幸雄
- 平成11年4月1日～平成15年3月31日
大城 光代 宮城 健蔵
- 平成15年4月1日～平成19年3月31日
長嶺 信榮 大城 道子
- 平成19年4月1日～平成23年3月31日
大工廻朝次 翁長 孝枝

III 関 係 規 程

沖縄県行政オンブズマン設置要綱

平成 7 年 3 月 27 日
知 事 決 裁

(設置)

第1条 県政に対する県民の苦情を簡易・迅速に処理し、県民の権利利益を擁護するとともに、公正な行政運営を図り、県政に対する信頼の確保と開かれた県政の推進に寄与するため、本県に行政オンブズマンを置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 苦情 県民の自己の利害にかかる県の機関の業務の執行に関する事項又は当該業務に関する職員の行為についての苦情をいう。
- (2) 県の機関 知事部局、企業局、病院事業局並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 5 に定める執行機関のうち教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会をいう。

(所管)

第3条 行政オンブズマンの所管は、県の機関の業務の執行に関する事項及び当該業務に関する職員の行為とする。ただし、次に掲げる事項は除くものとする。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 裁判等で係争中の事案に関する事項
- (3) 沖縄県情報公開条例（平成 13 年沖縄県条例第 37 号）及び沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）に関する事項
- (4) 県職員の人事、給与その他勤務条件に関する事項
- (5) 行政オンブズマンの行為に関する事項

(行政オンブズマンの職務)

第4条 行政オンブズマンの職務は、次のとおりとする。

- (1) 県政に対する県民の苦情を調査し、簡易・迅速に処理すること。
- (2) 県政の非違等について是正等の措置を講ずるよう提言すること。
- (3) 県政に関する制度等の改善を求める意見を表明すること。
- (4) 提言、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) その他県政に対する県民の苦情に関する事。

(行政オンブズマンの責務)

第5条 行政オンブズマンは、県民の権利利益を擁護するため、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 行政オンブズマンは、その地位を政治的目的のために利用してはならない。

(県の機関の責務)

第6条 県の機関は、行政オンブズマンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

2 県の機関は、行政オンブズマンの職務の遂行に関し、積極的に協力しなければならない。

(行政オンブズマンの身分等)

第7条 行政オンブズマンの定数は、2人とする。

2 行政オンブズマンは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職とする。

3 行政オンブズマンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、行政に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。

4 行政オンブズマンの任期は2年とし、1期に限り再任を妨げない。

5 行政オンブズマンの報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）に定めるところによる。

(秘密を守る義務)

第8条 行政オンブズマンは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(解嘱)

第9条 知事は、行政オンブズマンが次の各号のいずれかに該当するときは、解嘱することができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) その他行政オンブズマンにふさわしくない行為があると認めるとき。

(兼職の禁止)

第10条 行政オンブズマンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 行政オンブズマンは、本県と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

(苦情の調査、通知等)

第11条 行政オンブズマンは、県民から苦情の申立てがあったときは、速やかに当該苦情について調査するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認めるとときは、当該苦情を調査しない。

(1) 第3条ただし書の規定に該当するとき。

(2) 苦情の内容が、当該苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

(3) 申し立てられた苦情が虚偽であるときその他正当な理由がないとき。

(4) その他調査することが適当でないとき。

2 行政オンブズマンは、前項の規定により苦情を調査するときは、県の機関に対し、その旨を通知しなければならない。

3 行政オンブズマンは、第1項ただし書の規定により苦情を調査しないときは、その旨を理由を付して苦情申立人（以下「申立人」という。）に速やかに通知しなければなら

ない。

(苦情の調査の中止)

第 12 条 行政オンブズマンは、苦情の調査を開始した後においても、前条第 1 項ただし書の規定に該当すると認めるときは、調査を中止することができる。

2 行政オンブズマンは、前項の規定により苦情の調査を中止したときは、その旨を理由を付して申立人及び県の機関に速やかに通知しなければならない。

(調査の方法)

第 13 条 行政オンブズマンは、苦情の調査のため必要があると認めるときは、県の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の資料を閲覧し、若しくはその写しの提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

(申立人への通知)

第 14 条 行政オンブズマンは、苦情の調査結果について、申立人に速やかに通知しなければならない。

(協議、提言、意見表明等)

第 15 条 行政オンブズマンは、苦情の調査の結果、必要があると認めるときは、県の機関に是正等の措置について協議することができる。

2 行政オンブズマンは、苦情の調査の結果、必要があると認めるときは、県の機関に対し是正等の措置を講ずるよう提言することができる。

3 行政オンブズマンは、苦情の調査の結果、必要があると認めるときは、県の機関に対し制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

4 行政オンブズマンは、第 2 項の規定により提言したときは、県の機関に対し是正等の措置について報告を求めるものとする。

5 前項の規定により報告を求められた県の機関は、当該報告を求められた日から 60 日以内に、行政オンブズマンに対し是正等の措置について報告するものとする。

6 行政オンブズマンは、苦情について第 2 項の規定により提言したとき、若しくは第 3 項の規定により意見を表明したとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人に速やかに通知しなければならない。

(提言又は意見の尊重)

第 16 条 県の機関は、前条の規定による提言又は意見表明を受けたときは、当該提言又は意見を尊重しなければならない。

(提言等の公表)

第 17 条 行政オンブズマンは、第 15 条の規定による提言、意見表明又は報告の内容を公表するものとする。

2 行政オンブズマンは、前項の規定による公表にあたっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(知事への報告及び公表)

第 18 条 行政オンブズマンは、毎年、年間の運営状況を知事に報告するとともに、これを公表するものとする。

(事務)

第 19 条 行政オンブズマンに関する事務は、知事公室広報交流課において処理する。た

だし、行政オンブズマン固有の権限に属する事務については、この限りでない。

(補則)

第 20 条 この要綱に定めるものほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 5 月 23 日から施行する。

沖縄県行政オンブズマン事務取扱要領

平成 7 年 3 月 31 日
知 事 決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成 7 年 3 月 27 日付け知事決裁。以下「要綱」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(苦情申立書)

第2条 県民の苦情は、苦情申立書（第1号様式）により受け付けるものとする。

(調査実施の通知書等)

第3条 要綱第 11 条第 2 項の規定による県の機関への通知は、苦情に関する調査実施通知書（第 2 号様式）により行うものとする。

2 要綱第 11 条第 3 項の規定による申立人への通知は、苦情を調査しない旨の通知書（第 3 号様式）により行うものとする。

(苦情調査中止の通知)

第4条 要綱第 12 条第 2 項の規定による申立人への通知は、苦情調査中止通知書（第 4 号様式）により行うものとする。

2 要綱第 12 条第 2 項の規定による県の機関への通知は、苦情調査中止通知書（第 5 号様式）により行うものとする。

(身分証明書)

第5条 行政オンブズマンは、要綱第 13 条の規定により苦情の調査を行う場合は、身分証明書（第 6 号様式）を携帯し、関係者に提示するものとする。

(苦情調査結果の通知)

第6条 要綱第 14 条の規定による申立人への通知は、苦情調査結果通知書（第 7 号様式）により行うものとする。

(是正措置等の報告)

第7条 要綱第 15 条第 5 項の規定による行政オンブズマンへの報告は、是正等措置報告書（第 8 号様式）により行うものとする。

(提言、意見表明等の通知)

第8条 要綱第 15 条第 6 項の規定による申立人への通知は、苦情に係る（提言・意見表明）通知書（第 9 号様式）により行うものとする。

2 要綱第 15 条第 6 項の規定による申立人への通知は、苦情に係る是正等措置報告通知書（第 10 号様式）により行うものとする。

(知事への報告及び公表)

第9条 要綱第 18 条の規定による知事への報告は、年度ごとの苦情申立件数及び苦情調査件数並びに提言、意見表明、是正等措置報告の要旨等について行うものとする。

2 要綱第 18 条の規定による運営状況の公表は、沖縄県公報に登載することにより行うものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、知事公室長が別に定める。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月18日から施行する。

第1号様式（第2条関係）

苦情申立書

年月日

沖縄県行政オンブズマン様

郵便番号

住所

氏名

電話番号

私は、次のとおり苦情の申立てをします。

苦情の 趣旨			
苦情の 理由			
苦情の原因となった事実のあった日	年月日		
他制度 の手続 の有無	<input type="checkbox"/> 有 (□県民相談 □請願 □陳情 □監査委員 □直接請求 <input type="checkbox"/> 行政不服審査 □行政事件訴訟 □その他) <input type="checkbox"/> 無 (注:該当するものにレ印を記入する。)		
代理人	住 所 氏 名 電 話 () —	申立人との関係 ()	
関係機関名	部(局) 課(室) 電話 () —	班	受付印

第2号様式（第3条関係）

苦情に関する調査実施通知書

第 号 年 月 日		
殿		
沖縄県行政オンブズマン 印		
次のとおり苦情に関する調査を実施しますので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第11条第2項の規定により通知します。		
調査の趣旨		
調査の内容		
備考		

第3号様式（第3条関係）

苦情を調査しない旨の通知書

第 号
年 月 日

様

沖縄県行政オンブズマン 印

年 月 日付けで申立てのありました苦情の調査結果については、次の理由により調査をしないことになりましたので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第11条第3項の規定により通知します。

苦情の趣旨	
	(理由) <input type="checkbox"/> 行政オンブズマンの所管外であるため <input type="checkbox"/> 申立人自身の利害を有しないため <input type="checkbox"/> 苦情申立ての原因となった事実のあった日から1年を経過しているため <input type="checkbox"/> 虚偽その他正当な理由がないと認められるため <input type="checkbox"/> その他調査することが適当でないと認められるため (説明)
調査しない理由	[]

第4号様式（第4条関係）

苦情調査中止通知書

第 年　月　日	号
様	
沖縄県行政オンブズマン　印	
<p>年　月　日付けで申立てのありました苦情については、次の理由により調査を中止しましたので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第12条2項の規定により通知します。</p>	
苦情の趣旨	
中止の理由	

第5号様式（第4条関係）

苦情調査中止通知書

第 号 年 月 日		
殿		
沖縄県行政オンブズマン 印		
年 月 日 付けで調査実施を通知しました苦情については、次の理由により調査を中止しましたので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第12条第2項の規定により通知します。		
苦情の趣旨		
中止の理由		

第6号様式（第5条関係）

(表)

身 分 証 明 書

第 号

氏 名

上記の者は、沖縄県行政オンブズマン設置要綱
第1条の規定に基づく沖縄県行政オンブズマンで
あることを証明する。

年 月 日

沖縄県知事 印

53mm

20mm

30mm

85mm

(裏)

沖縄県行政オンブズマン設置要綱（抜粋）

(設置)

第1条 県政に対する県民の苦情を簡易・迅速に処理し、県民の
権利利益を擁護するとともに、公正な行政運営を図り、県政に
対する信頼の確保と開かれた県政の推進に寄与するため、本県
に行政オンブズマンを置く。

53mm

85mm

第7号様式（第6条関係）

苦情調査結果通知書

第 号

年 月 日

様

沖縄県行政オンブズマン

印

年 月 日付けで申立てのありました苦情の調査結果については、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第14条の規定により次のとおり通知します。

苦情の趣旨	
調査の結果	

第8号様式（第7条関係）

是正等措置報告書

第 号
年 月 日

沖縄県行政オンブズマン 殿

県の関係機関名

年 月 日付けの提言に係る是正等の措置については、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条第5項の規定により、次のとおり報告します。

提言の趣旨			
是正等の措置			
所管課	部（局） 電話番号	課（室） 係（班）	
備考			

第9号様式（第8条関係）

苦情に係る（提言・意見表明）通知書

第 号
年 月 日

様

沖縄県行政オンブズマン

印

年 月 日付けで申立てのありました苦情については、調査の結果、次のとおり（提言・意見表明）しましたので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条第6項の規定により通知します。

苦情の趣旨	
提言・意見表明先	
提言・意見表明年 月 日	
提言・意見表明の内容	

第10号様式（第8条関係）

苦情に係る是正等措置報告通知書

第 号	年 月 日
様	
沖縄県行政オンブズマン 印	
<p>年 月 日付けで申立てのありました苦情については、次のとおり是正等の措置報告がありましたので、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条第6項の規定により通知します。</p>	
苦情の趣旨	
提言の趣旨	
是正等措置報告 の 内 容	

沖縄県行政オンブズマン事務決裁要領

平成 7 年 3 月 31 日
知 事 決 裁

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成 7 年 3 月 27 日付け知事決裁。以下「要綱」という。）第 20 条の規定に基づき、要綱第 19 条第 1 項ただし書に規定する行政オンブズマン固有の権限に属する事務の 決裁及び手続きについて定めるものとする。

(行政オンブズマン決裁)

第2条 行政オンブズマンの決裁を受けなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 要綱第 11 条第 2 項の規定により、苦情を調査する旨を県の機関へ通知すること。
- (2) 要綱第 11 条第 3 項の規定により、苦情を調査しない旨を苦情申立人（以下「申立人」という。）へ通知すること。
- (3) 要綱第 12 条第 2 項の規定により、苦情の調査を中止する旨を申立人及び県の機関へ通知すること。
- (4) 要綱第 14 条の規定により、苦情の調査結果を申立人へ通知すること。
- (5) 要綱第 15 条第 1 項の規定により、県の機関に対し是正等の措置について協議すること。
- (6) 要綱第 15 条第 2 項及び第 4 項の規定により、県の機関に対し是正等の措置を講ずるよう提言し、報告を求めるここと。
- (7) 要綱第 15 条第 3 項の規定により、県の機関に対し制度の改善を求めるための意見を表明すること。
- (8) 要綱第 15 条第 6 項の規定により、申立人へ通知すること。
- (9) 要綱第 17 条第 1 項の規定により、提言、意見表明及び県の機関からの報告の内容を公表すること。
- (10) 要綱第 18 条の規定により、年間の運営状況を知事に報告し、公表すること。

(行政オンブズマンの合議等)

第3条 前条第 6 号から第 10 号までの事項については、行政オンブズマン相互の合議により決定するものとする。

2 前項の規定により合議した事項については、行政オンブズマンの連名で施行するものとする。

(補則)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄県行政オンブズマン苦情受付要領

平成 24 年 4 月 20 日
知事公室長決裁

1 苦情の受付について

- (1) 苦情は、第 1 号様式「苦情申立書」により受け付けるが、次の内容が記載してある文書であれば、第 1 号様式以外でも受け付けるものとする。
 - ア 郵便番号、住所、氏名、電話番号
 - イ 苦情の趣旨
 - ウ 苦情の理由
 - エ 事実発生年月日
 - オ 他の制度の手続きの有無
 - カ 代理申立ての場合の代理人の住所、氏名、電話番号、申立人との関係
- (2) 苦情は、郵送又はファクシミリによるものも受け付けるものとする。
- (3) 電話による申立ては、仮受付けとし、速やかに文書で申し立てるよう案内し、文書が提出された場合に正式に受け付けるものとする。なお、文書の提出がない場合は、参考資料として記録を保存するものとする。

2 受付場所及び受付時間について

苦情の受付場所は、本庁舎 1 階の沖縄県行政オンブズマン相談室とし、受付時間は、8 時 30 分から 12 時、13 時から 17 時とする。

3 職員の苦情申立書の確認等について

- (1) 「苦情申立書」に所定の事項が記入されていることを確認する。
- (2) 「苦情申立書」の所定欄に、受付日、受付番号、関係機関名を記入し、受付印を押印する。
- (3) 受付番号は、年度毎に区分し、各年度毎に受付順に通し番号とする。
- (4) 関係機関が不明な場合は、後日、これが確定したときに記入するものとする。

沖縄県行政オンブズマン調査員設置規程

〔平成 11 年 3 月 31 日
訓 令 第 16 号〕

(設置)

第 1 条 沖縄県行政オンブズマン制度の円滑かつ適切な運用を図るため、知事公室広報課に沖縄県行政オンブズマン調査員（以下「行政オンブズマン調査員」という。）を置く。

(身分)

第 2 条 行政オンブズマン調査員は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤の嘱託員とする。

(職務)

第 3 条 行政オンブズマン調査員は、オンブズマンを補佐し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県政に対する県民からの苦情を受け付け及び調査すること。
- (2) 調査事項に関し、関係する県の機関の職員から説明を聴取すること。
- (3) 調査事項に関し、関係する県の機関が保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧すること。
- (4) 実地調査を行うこと。
- (5) その他オンブズマンの職務に関連する事項の補佐に関する事。

(委嘱及び委嘱期間)

第 4 条 行政オンブズマン調査員は、知事が委嘱する。

2 行政オンブズマン調査員の委嘱期間は、1 年以内とし、2 回に限り更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、2 回を超えて更新する必要がある場合には、知事公室秘書課長は、総務部行政改革推進課長と協議するものとする。

(報酬等)

第 5 条 行政オンブズマン調査員の報酬及び費用弁償の額は、沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 111 号）に定めるところによる。

(勤務場所)

第 6 条 行政オンブズマン調査員の勤務場所は、行政オンブズマン相談室とする。

(勤務条件等)

第 7 条 行政オンブズマン調査員の 1 月の勤務日数は、16 日以内とし、勤務する日は、知事公室広報交流課長が別に定める。

(守秘義務)

第 8 条 行政オンブズマン調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解嘱)

第 9 条 知事は、行政オンブズマン調査員が次のいずれかに該当すると認めたときは、委

嘱期間内でも解嘱することができる。

- (1) 第3条に規定する職務を怠ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 行政オンブズマン調査員として不適当と認められる行為をしたとき。
- (4) 心身の故障その他の理由により職務を行うに適しなくなったとき。
- (5) 委嘱の必要がなくなったとき。

(委任)

第10条 この訓令に定めるもののほか、行政オンブズマン調査員に関し必要な事項は、知事公室長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附則（平成13年3月30日訓令第59号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成15年3月31日訓令第13号）

この訓令は平成15年4月1日から施行する。

附則（平成17年3月31日訓令第19号）

この訓令は平成17年4月1日から施行する。

附則（平成17年4月26日訓令第96号）

この訓令は、平成17年4月26日から施行する。

附則（平成23年7月12日訓令第116号）

この訓令は、平成23年7月12日から施行する。

沖縄県の行政オンブズマン

平成25年度 運営状況報告書

平成26年6月発行

発 行 沖縄県知事公室広報交流課
沖縄県行政オンブズマン相談室
〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号
TEL (098) 866-2021
FAX (098) 869-1263